

ODAIBAファウンテン(仮称)の演出事業等の実施に関する基本協定に係る
変更協定

東京都港湾局(以下「甲」という。)と東京アクアシンフォニー実行委員会(以下「乙」という。)は、令和7年9月12日付けで締結したODAIBAファウンテン(仮称)の演出事業等の実施に関する基本協定(以下、「原基本協定」という。)に関し、次の各条項により、原基本協定に係る変更協定(以下「本協定」という。)を締結する。

第1条

原基本協定の名称、前文、第1条及び第2条を以下のとおり変更する。

(変更前)

ODAIBAファウンテン(仮称)

(変更後)

東京アクアシンフォニー

第2条

別記第1号様式、別記第2号様式及び別記第3号様式について、別紙のとおり変更する。

第3条

本協定に定めなき事項については、原基本協定の定めによるものとする。

本協定締結の証として甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保管する。

令和8年2月13日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都

東京都知事

小池 百合子

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京アクアシンフォニー実行委員会

委員長 若林 憲

(別記第1号様式)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地
名称
代表者氏名

東京アクアシンフォニーの演出事業等の
実施に係る事業報告書・収支決算書の提出について

このことについて、東京アクアシンフォニーの演出事業等の実施に関する基本協
定第8条の規定に基づき、別添のとおり提出します。

(別記第2号様式)

港臨誘第 号
令和 年 月 日

名称
代表者名

東京都知事 小池 百合子

東京アクアシンフォニーの演出事業等の実施に係る
事業報告書・収支決算書の承認及び東京都負担額の確定について

このことについて、令和 年 月 日付けで提出のありました東京アクアシ
ンフォニーの演出事業等の実施に係る事業報告書及び収支決算書につい
ては、東京アクアシンフォニーの演出事業等の実施に関する基本協定第9
条第1項の規定に基づき、記載のとおり承認します。

また、東京都が負担する額について、下記のとおり確定しましたので通
知します。

記

負担額
金

円

(別記第3号様式)

令和 年 月 日

東京都知事 殿

名称
代表者名

東京アクアシンフォニーの演出事業等の実施に係る負担金精算書

このことについて、令和 年 月 日付 港臨誘第 号で額の確定通知を受けた負担金について、東京アクアシンフォニーの演出事業等の実施に関する基本協定第9条第2項の規定に基づき下記のとおり精算します。

記

1 概算受領額	
金	円
2 精算額	
金	円
3 差引額	
金	円